

契 約 書 (案)

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、税総合・自動車税システム一般業務用・維持管理用端末等
一式（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙がその所有する機器等を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に
支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第2条 契約対象となる機器の明細及び納入場所は別添「要求仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、
額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の
円）とする。

内訳

令和 7年度	円（月額	円）
令和 8年度	円（月額	円）
令和 9年度	円（月額	円）
令和10年度	円（月額	円）
令和11年度	円（月額	円）
令和12年度	円（月額	円）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、
円とする。

（賃料の支払い）

第6条 賃料の月額は、
額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の
円）とする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の
中途となるときは、一月を30日とした日割計算（円未満切捨）によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

(管理義務)

第7条 甲は、機器等を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第8条 甲は、機器等について盗難、滅失、棄損等の事故が発生した場合は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本契約に基づき知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

(機密の保持)

第10条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報。

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの。

2 甲及び乙は、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(設置設定)

第12条 乙は、機器等を使用可能な状態で設置するとともに運用可能な状態に設定するため専門技術を持つ要因を確保しなければならない。

2 乙は、機器等を納入後、前項の要員により、直ちに機器等の設置及び設定の措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。

(設置設定方法)

第13条 前条に定める措置の方法は、別添「設置・設定作業条件書」のとおりとする。

(保守)

第14条 乙は、機器等の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

2 乙は、機器等の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器等の故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

4 乙は、甲のインターネット環境（インターネット分離）による庁内ネットワークを利用したりリモート保守は行わないものとする。

(保守方法)

第15条 前条に定める措置の方法は、別添「保守条件書」のとおりとする。

(動産総合保険)

第16条 乙は、機器等に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

(2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(4) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

(機器の返還)

第18条 この契約を終了又は解除するときは、甲において電磁的記録媒体を取出し、磁気情報を消去の上、処分するものとする。

2 その他の機器等の返還に要する荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

(特約事項)

第19条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

(協議)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市大手町3-1-1

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

乙

(別紙1) 納入機器等明細書

(A) 一般業務用調達分

1. ハードウェア

品名	数量	備考
税総合・自動車税システム一般業務用パソコン	24	キーボード・マウス付き
税総合・自動車税システム一般業務用液晶ディスプレイ	24	
税総合・自動車税システム一般業務用プリンター	13	

2. ソフトウェア

品名	メーカー名	数量	備考
Microsoft Windows 11 Professional (64bit)	Microsoft	1	
リカバリデータディスク、ドライバズディスク及びWinDVDディスク	Microsoft	1	リカバリディスク等
Microsoft Office LTSC ProfessionalPlus 2024	Microsoft	24	
Docuworks 10	富士フイルムビジネスイノベーション	24	オフィスドキュメント
Docuworks 10 メディア	富士フイルムビジネスイノベーション	1	インストール作業用メディア
WSMGR V9	富士通	62	ホスト端末エミュレータソフトウェア
WSMGR V9 メディア(64bit)	富士通	1	インストール作業用メディア
通信制御サービス V9	富士通	62	ホスト端末間通信ソフトウェア
通信制御サービス V9 メディア(64bit)	富士通	1	インストール作業用メディア
WSMGR LBPサポート V9	富士通	62	エミュレータ印刷支援ソフトウェア
WSMGR LBPサポート V9 メディア(64bit)	富士通	1	インストール作業用メディア
DP/C ライブラリ V7.2	富士通	24	ホスト端末連携支援ソフトウェア
DP/Cライブラリ V7.2 メディア(64bit)	富士通	1	インストール作業用メディア
INSTANTCOPY Standard V6	富士通	24	画面ハードコピーソフトウェア
INSTANTCOPY Standard V6 メディアパック	富士通	1	インストール作業用メディア
Systemwalker Live Help Client for Windows	富士通	24	インストール作業用メディア
Systemwalker Live Help Client メディアパック(64bit) V13(13.6)	富士通	1	リモートコントロールソフトウェア
DatacloningWizard for WorkstationV6.0 1ライセンス	富士通	24	イメージ作成等ソフトウェア
DatacloningWizard for WorkstationV6.0 メディア	富士通	1	イメージ作成等ソフトウェア

3 納入場所

番号	事務所名	郵便番号	所在地	電話	設置台数	
					パソコン	プリンター
①	税務課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-506-2392	4	
②	別府県税事務所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211	2	1
③	大分県税事務所	870-0021	大分市府内町3-10-1 大分県庁 別館2F	097-506-5771	2	2
④	大分県税事務所 特別滞納整理室	870-0021	大分市府内町3-10-1 大分県庁 別館1F	097-506-5762	1	1
⑤	大分県税事務所 自動車税管理室	870-0907	大分市大津町3-4-13 交通会館 2F	097-552-1121	8	5
⑥	佐伯納税事務所	876-0813	佐伯市長島町1-2-1 佐伯総合庁舎 1F	0972-22-3021	1	1
⑦	豊後大野納税事務所	879-7131	豊後大野市三重町市場1123 豊後大野総合庁舎 1F	0974-22-7501	1	
⑧	日田県税事務所	877-0004	日田市城町1-1-10 日田総合庁舎 1F	0973-22-4175	3	1
⑨	中津県税事務所	871-0024	中津市中央町1-5-16 中津総合庁舎 1F	0979-22-2920	2	2

(B) 維持管理用調達分

1. ハードウェア

品名				備考
	維持管理用	環境性能利用	計	
税総合・自動車税システム維持管理用パソコン	7		7	キーボード・マウス付き
税総合・自動車税システム維持管理用液晶ディスプレイ	7		7	
自動車税環境性能割検索用パソコン		1	1	

2. ソフトウェア

品名	メーカー名				備考
		維持管理用	環境性能利用	計	
Microsoft Windows 11 Professional (64bit)	Microsoft	1		1	
リカバリデータディスク、ドライバズディスク及びWinDVDディスク	Microsoft	2	1	3	リカバリディスク等
Microsoft Office LTSC ProfessionalPlus 2024	Microsoft	7	1	8	
Docuworks 10	富士フイルムビジネスイノベーション	7		7	オフィスドキュメント
Docuworks 10 メディア	富士フイルムビジネスイノベーション	1		1	インストール作業用メディア
WSMGR V9	富士通	97		97	ホスト端末エミュレータソフトウェア
WSMGR V9 メディア(64bit)	富士通	1		1	インストール作業用メディア
通信制御サービス V9	富士通	97		97	ホスト端末間通信ソフトウェア
通信制御サービス V9 メディア(64bit)	富士通	1		1	インストール作業用メディア
WSMGR LBPサポート V9	富士通	97		97	エミュレータ印刷支援ソフトウェア
WSMGR LBPサポート V9 メディア(64bit)	富士通	1		1	インストール作業用メディア
DP/C ライブラリ V7.2	富士通	7		7	ホスト端末連携支援ソフトウェア
DP/Cライブラリ V7.2 メディア(64bit)	富士通	1		1	インストール作業用メディア
WSMGR APIオプションV9	富士通	6		6	
WSMGR APIオプションV9 メディア(64bit)	富士通	1		1	
NetCOBOL Enterprise Edition 開発 1L(64) 12	富士通	7		7	
NetCOBOL Enterprise Edition 開発 1L(64) 12 メディア	富士通	1		1	
INSTANTCOPY Standard V6	富士通	97		97	画面ハードコピーソフトウェア
INSTANTCOPY Standard V6 メディアパック	富士通	1		1	画面ハードコピーソフトウェア
Systemwalker Live Help Expert for Windows	富士通	7		7	ホスト端末連携支援ソフトウェア
Systemwalker Live Help Expert メディアパック(64bit) V13(13.6)	富士通	1		1	インストール作業用メディア
DatacloningWizard for WorkstationV6.0 1ライセンス	富士通	7		7	イメージ作成等ソフトウェア
DatacloningWizard for WorkstationV6.0 メディア	富士通	1		1	イメージ作成等ソフトウェア

3 納入場所

番号	事務所名	郵便番号	所在地	電話	設置台数 パソコン
①	税務課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-506-2392	7
②	大分県税事務所 自動車税管理室窓口	870-0108	大分市三佐5-1-27 軽自動車検査協会大分事務所内	097-523-0646	1

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取得の範囲と手段）

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の制限）

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式1）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

- 5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。
- 8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
 - (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
 - (3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
 - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
 - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
 - (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。
 - (6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。
- (返還、廃棄及び消去)

第7条 甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日）が

記載された書面（様式2））を甲に提出しなければならない。また、第1項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式2）により報告しなければならない。

6 乙は、委託業務完了後も第1項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式3）により申請の上、甲の書面（様式4）による承認を受けなければならない。

7 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
（責任体制の整備）

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（業務責任者及び業務従事者の監督）

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式1）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。

2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。
（派遣労働者）

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（教育の実施）

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

（意見聴取）

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

（知的財産権）

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

（対象外）

第14条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書(モデル様式)により監査、調査等(以下「実地検査」という。)をするものとする。

3 甲は、以下の各号に該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

- 一 乙がプライバシーマーク又は ISMS (JISQ27001 (ISO/IEC27001)) の認証を取得している場合
- 二 乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止している場合
- 三 乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合

- 四 甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合
- 五 乙が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が100人未満の場合
- 六 契約期間が1箇月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る作業場所及び業務
責任者・従事者の報告（変更）について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密保持及び個人情報
保護に関する特記事項第 6 条第 4 項及び第 9 条第 1 項に基づき、機密情報・個
人情報を取り扱う作業場所、業務責任者及び業務従事者について、下記のと
おり報告します。

記

1 作業場所

--

2 業務責任者

所属・役職	氏 名	連絡先

3 業務従事者

所属・役職	氏 名

(様式2 第7条関係)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る
機密情報・個人情報の廃棄・消去について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第7条第5項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 甲に帰属する機密情報・個人情報の取扱いの有無 (有 ・ 無)

- 2 機密情報・個人情報について下記のとおり廃棄・消去

	内容	備考
情報項目		
媒体名		
数量		
廃棄・消去の方法		
責任者		
廃棄・消去年月日		

※1が「無」の場合、2の記載は不要

※廃棄・消去を外部に委託した場合は、その証明書を必ず添付すること。

(様式 3)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

機密情報・個人情報¹の保有・利用の継続について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密情報・個人情報について、下記のとおり引き続き保有・利用したいため、申請します。

記

1 継続保有・利用 の理由	
2 情報項目	
3 業務責任者・作 業場所(予定)	
4 保有・利用の継 続期間(予定)	

※記載内容は、契約内容に応じて適宜修正すること。

(様式4)

年 月 日

委託業者名 様

大分県知事

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

年 月 日付けにて申請のあった上記の件については承認します。

機密情報・個人情報の取扱いについては「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、必要且つ適正な措置を講ずるようお願いします。

なお、機密情報・個人情報を引き続き保有・利用する必要がなくなった場合は、特記事項第7条第2項に基づき、速やかに機密情報・個人情報を廃棄又は消去し、同条第5項に基づき、廃棄又は消去した旨の証明書を提出するようお願いします。

機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査（書面）報告書（モデル様式）

点検項目	確認事項	点検結果	点検内容又は「否」の場合 の措置内容
1. 機密情報・個人情報の取得、利用			
(ア)機密情報・個人情報の取得の範囲と手段(特記事項第3条)	・取得するときは、利用目的を明示し県の同意を得ているか ・利用目的に必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しているか ・県が提供した機密情報・個人情報、契約の目的のみに利用しているか ・県の承諾なしに機密情報・個人情報記録された資料等を複写していないか	適・否	
(イ)目的外利用及び提供の制限(第4条)		適・否	
(ウ)提供した機密情報・個人情報の複写(第5条)		適・否	
2. 機密情報・個人情報の安全管理措置			
(ア)業務を処理する事業所(第6条第2項、第3項)	・県の同意なしに、機密情報・個人情報を事業所内から持ち出していないか ・機密情報・個人情報に関するデータの保管場所を日本国内に限定しているか ・作業場所を特定し、あらかじめ県に届け出ているか ・作業場所を変更するときも同様になされているか	適・否	
(イ)機密情報・個人情報を取り扱う場所(作業場所) (第6条第4項)		適・否	
(ウ)業務処理のためのパソコン及び電子媒体			
①パソコン等の台帳管理(第6条第5項)	・パソコン及び電子媒体を台帳で管理し、県が承諾した場合以外は作業場所から持ち出していないか	適・否	
②私用パソコン等の使用禁止(第6条第6項)	・私用のパソコン等を使用していないか	適・否	
③パソコン等のソフトウェア(第6条第7項)	・パソコン等に導入されたソフトウェアは脆弱性のないものに更新されているか。また、ファイル交換ソフト等個人情報の漏えいにつながるおそれのあるソフトウェアがインストールされていないか。	適・否	
(エ)機密情報・個人情報の管理等(第6条第8項)			
①機密情報・個人情報の金庫等での保管(第1号)	・金庫等又は入退室管理可能な保管室で保管しているか	適・否	
②電子データの保存及び持ち出し(第2号)	・電子データとして保存及び持ち出す場合、暗号化処理等の保護措置をとっているか	適・否	
③業務処理のための情報システム使用(第3号)	・業務処理のための情報システムについて、以下の措置が講じられているか。 認証機能によるシステムへのアクセス制御 アクセス状況の記録、保存 分析 不正アクセス監視	適・否	
④保管・管理のための台帳(第4号)	・保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写、保管、持ち出し、廃棄等の状況が記録されているか	適・否	
⑤盗難等の防止(第5号)	・盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置が講じられているか	適・否	
⑥バックアップ(第6号)	・バックアップが定期的に行われ、機密情報・個人情報記録された文書及びそのバックアップに対して定期的な点検が行われているか	適・否	
3. 機密情報・個人情報の廃棄及び消去			
(ア)機密情報・個人情報の廃棄・消去(第7条第3項、第4項)	・電子媒体を物理的に破壊する等、判読、復元できないようしているか ・パソコン等にデータ消去用ソフトウェアを使用し、判読、復元できないようしているか	適・否	
(イ)機密情報・個人情報の廃棄証明(第7条第5項)	・機密情報・個人情報廃棄又は消去した旨の証明書が提出されているか	適・否	
4. 責任体制の整備			
(ア)業務責任者、業務従事者(第8条、第9条)	・業務責任者及び業務従事者を定め、書面による報告がなされているか ・内部における監督、指示に基づく責任体制が構築されているか	適・否	
(イ)派遣労働者(第10条)	・業務を派遣労働者に行わせている場合、労働者派遣契約書に所定の事項を記載しているか	適・否	
(ウ)教育の実施(第11条)	・業務責任者及び業務従事者に対して必要な教育が実施されているか	適・否	
5.再委託の有無(委託契約本文)	・再委託を禁止している場合、契約に反して再委託が行われていないか(契約書等で再委託を認めている場合は、事前承認が必要であるにもかかわらず、事前承認なく再委託が行われていないか) ・再委託の条件等について契約書、仕様書に記載がある場合、その内容を満たしているか	適・否	

年 月 日

(所属又は受託者名)
(報告書作成者職・氏名)